情報公開規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人やまがた健康推進機構(以下「健康推進機構」という。) の定款第10条第2項並び第11条第3項の規定に基づき、その活動状況、運営内容及び財務 資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、健康推進機構の公正 で開かれた活動を推進することを目的とする。

(健康推進機構の責務)

第2条 健康推進機構は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 この規程によって公開される資料を閲覧または謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 健康推進機構は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットのホームページにより公開する。

(公 告)

- 第5条 健康推進機構は、貸借対照表その他法令に定められた文書の公告を行なう。
 - 2 前項の公告は、定款第45条の方法による。

(公 表)

- 第6条 健康推進機構は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について公表する。
 - 2 前項の公表については、「役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程」を次条に 定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(資料の事務所備え置きによる公開)

第7条 健康推進機構は、法令の規定に従い、資料の事務所に備え置きを行い、正当な理由を有する申請者に対し、閲覧ないしはその一部の謄写を認めるものとする。

(事務所備え置き資料)

- 第8条 前条の事務所備え置きの資料は別表に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場に 常時備え置く。
 - 2 別表中、保存期間として表示しているものについてはその期間の間、保存期間を表示していないものについては最新の資料を公開する。

(閲覧場所及び日時)

- 第9条 健康推進機構の事務所備え置き資料の閲覧場所は、主たる事務所の総務部事務室 とする。
 - 2 閲覧の日は、健康推進機構の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後4時までとする。ただし、健康推進機構は、正当な理由があるときは

閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務手続)

- 第10条 閲覧希望者から別表に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り 扱うものとする。
 - (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項の記入を求めて提出を受ける。
 - (2) 閲覧申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、 閲覧に供する。

(費用負担)

第11条 公開対象資料の閲覧は無料とする。

(インターネットによる情報公開)

- 第12条 健康推進機構は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、インターネットのホームページを活用し、広く一般の人々に対し情報公開を行うものとする。
 - 2 前項の規定による情報の種類、方法などの詳細については理事長が定める。

(管 理)

第13条 健康推進機構の情報公開に関する事務は、総務部総務課が管理する。

(改 廃)

第14条 この規程の改定は、理事会の決議によって行なう。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成24年4月1日から適用する。

情報公開取扱要綱(平成11年9月1日制定)は廃止する。

- この規程は平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

注)「法」は一般法人法、「認」は公益法人認定法、「認規則」は認定法施行規則を指す

公開対象資料の名称		閲覧の 対象者	謄写の 是 非	保存期間	法令の主な規定
1	定款	特定なし	可		法 156条 認 21条 4 項
2	事業報告、事業報告の附属明細書 損益計算書(正味財産増減計算書) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書 監査報告書	特定なし	不可	5年	認 21 条 4 項
	貸借対照表	特定なし	可		法 128 条(公告)
3	事業計画、収支予算、資金調達及び設備投 資の見込みを記載した書類	特定なし	不可	当 該 年度末	認 21 条 1 項・4 項
4	財産目録			5年	認 21 条 2 項・4 項
5	理事及び監事並びに評議員の名簿 ※評議員以外の閲覧請求には個人の住所は除外				認 21 条 2 項・4 項
6	役員及び評議員の報酬等及び費用の支給 基準				認 20 条 2 項 認 21 条 2 項・4 項
7	運営組織及び事業活動の状況の概要及び これらに関する数値のうち重要なものを 記載した書類			5年	認 21 条 2 項・4 項
8	特定費用準備資金の算定根拠			5年	認 21 条 認規則 18 条 3 項
9	特定財産の取得・改良充当資金の明細			5年	認 21 条 認規則 22 条 4 項
10	寄附等による受入れ財産・資金			5年	認 21 条 認規則 22 条 5 項
11	評議員会議事録	評議員 債権者	可	10年	法 193 条
12	理事会議事録	評議員 債権者※			法 97 条・197 条
13	会計帳簿	評議員			法 121 条・199 条
14	評議員会決議省略の同意書面	評議員 債権者			法 194 条

[※] 裁判所の許可を得た債権者

閲覧・謄写 申請書

公益財団法人やまがた健康推進機構 理事長 様

申請年月日	令和	年	月	日	
申請者					
申請者住所	<u></u>				
電話番号					

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象資料から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧 (謄写) の目的

閲覧	閲覧資料 (該当するものを○で囲んで下さい。) 該当年度を記載ください。				
1	定款				
2	事業報告、事業報告の附属明細書、損益計算書(正味財産増減計算書)	2			
	貸借対照表及び損益計算書の附属明細書、監査報告書				
	貸借対照表				
3	事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	3			
4	財産目録	4			
5	理事及び監事並びに評議員の名簿				
6	役員及び評議員の報酬等及び費用の支給基準				
7	運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち	7			
	重要なものを記載した書類 ()				
8	特定費用準備資金の算定根拠	8			
9	特定財産の取得・改良充当資金の明細	9			
10	寄附等による受入れ財産・資金	10			
11	評議員会議事録	11			
12	理事会議事録	12			
13	会計帳簿	13			
14	評議員会決議省略の同意書面	14			

閲 覧 受 付 簿

受付番号	受付年月日	申込人氏名	受付担当者の氏名	備考